

I 地質・土質調査業務

地質・土質調査業務特別仕様書記載例

地質・土質調査業務特別仕様書記載例	
項目	内容
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	○○事業○○業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、○○事業の一環として建設される○○の設計に資するため、地質調査を行うものである。
(場所) 第1-3条	業務位置は、○○県○○市（郡）○○地内（地先）で別添位置図に示すとおりである。
(一般事項) 第1-4条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) ポーリング及び土質等の調査位置は、別添施工位置図のとおりである。 なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。</p> <p>(2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。</p> <p>(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p>

作成要領及び留意事項																							
内容	契約書	共通仕様書																					
第1条		第1-1条																					
<ul style="list-style-type: none"> ・作業の目的を簡潔に記載する。 																							
<ul style="list-style-type: none"> ・業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、地質調査作業の内容に応じ必要なものを記載する。 ・有価木の伐採等補償を伴う場合は、発注者の補償している範囲（規格、数量等）を示すとともに、受注者の負担を具体的に記載する。 ・伐採等補償の全額を受注者に負担させる場合は、その旨を記載し、相当する金額を積算しておく必要がある。 ・IS09000s認証取得（JIS Z9002-1994 [IS09002:1994] を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。 	第13条	第1-15条																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(履行義務) 第1-9条</td><td>1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(品質システム文書の取扱い) 第1-10条</td><td>1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(品質システムの変更) 第1-11条</td><td>受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(発注者への協力) 第1-12条</td><td>1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	内容			(履行義務) 第1-9条	1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。			(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。			(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。			(発注者への協力) 第1-12条	1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。					
項目	内容																						
(履行義務) 第1-9条	1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。																						
(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	1 受注者は、品質システム文書（品質マニュアル、作業手順書、品質計画書）のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者が複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。																						
(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。																						
(発注者への協力) 第1-12条	1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。																						

地質・土質調査業務特別仕様書記載例																					
項目	内容																				
(管理技術者) 第1-5条	<p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>建設—土質及び基礎 応用理学—地質</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>土質及び基礎</td> </tr> <tr> <td>応用理学</td> <td>地質</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>理学又は工学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>地質</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土質及び基礎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載例－1)</p> <p>2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>(記載例－2)</p> <p>2 別紙○に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	建設—土質及び基礎 応用理学—地質	建設	土質及び基礎	応用理学	地質	博士	理学又は工学		シビルコンサルティングマネージャー	地質			土質及び基礎		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目																			
技術士	総合技術監理	建設—土質及び基礎 応用理学—地質																			
	建設	土質及び基礎																			
	応用理学	地質																			
博士	理学又は工学																				
シビルコンサルティングマネージャー	地質																				
	土質及び基礎																				
(配置技術者の確認) 第1-6条	<p>共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																				
(保険加入) 第1-7条	<p>受注者は、共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																				
(技術員等の配置) 第1-8条	<p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。</p> <p>配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p>																				

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
<ul style="list-style-type: none"> 記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 技術士の地質・土質業務の該当する部門としては、建設部門で「土質及び基礎」、応用理学部門で「地質」等の選択科目がある。 シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の該当する部門では、地質部門、土質及び基礎部門がある。 技術士、RCCMの資格部門の種類等については、別紙表－1を参照し該当する部門・選択科目を記述する。 設計業務と一括発注する場合は、設計業務で管理技術者の配置を記載するので、この第1-5条（管理技術者）は省略する。又、測量業務と一括発注する場合は、当該業務が支配的な業務（業務価格が高価な場合）にあたる場合に記載する。 <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】</p> <p>現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していないなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。</p>	第10条	第1-6条	

地質・土質調査業務特別仕様書記載例								
項目	内容							
第2章 作業内容 (作業項目及び数量等)								
第2-1条	<p>作業項目及び数量等は、次表（以下調査数量表という。）のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		作業項目	数量	備考			
作業項目	数量	備考						
(作業の留意点)								
第2-2条	<p>地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。</p> <p>(1) ポーリング調査 ポーリング調査の調査方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。</p> <p>(2) ルジオンテスト ルジオンテストの試験方法は、共通仕様書第4-4条に基づくほか、「ルジオンテスト技術指針、同解説」（（財）国土開発技術研究センター編）によるものとする。</p> <p>(3) 現場透水試験 現場透水試験は、調査ポーリング孔のうち調査数量表に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、共通仕様書第4-9条に基づくものとする。 なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。</p> <p>(4) 孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験） 孔内載荷試験は、調査ポーリング孔のうち調査数量表に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、共通仕様書第4-18条に基づくものとする。 なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。</p> <p>(5) 標準貫入試験 標準貫入試験は、各ポーリング孔において地表○m地点より○m毎に実施するものとする。 なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。</p> <p>(6) 弹性波探査 弾性波探査の試験方法は、共通仕様書第8-2条に基づくほか、「地盤調査の方法と解説」（（公社）地盤工学会）及び監督職員の指示による。</p> <p>(7) 土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。</p> <p>(8) ポーリング成果 ポーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。 なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。</p>							

作成要領及び留意事項																																															
内 容	契約書	共通仕様書																																													
<ul style="list-style-type: none"> 作業項目及び数量は、見積及び変更条件として不可欠であり、積算に使用したものを作載する。 (記入例) <table> <tbody> <tr> <td>ボーリング（土質）</td> <td>φ 6 6</td> <td>○孔 L=○. ○m</td> </tr> <tr> <td>” (岩盤)</td> <td>φ 6 6</td> <td>○孔 L=○. ○m</td> </tr> <tr> <td>標準貫入試験</td> <td></td> <td>○○回</td> </tr> <tr> <td>サウンディング</td> <td></td> <td>○○本L=○. ○m</td> </tr> <tr> <td>現場透水試験</td> <td></td> <td>○ヶ所</td> </tr> <tr> <td>孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）</td> <td></td> <td>○ヶ所</td> </tr> <tr> <td>サンプリング</td> <td></td> <td>○本</td> </tr> <tr> <td>解析等調査業務</td> <td></td> <td>○式</td> </tr> <tr> <td>室内試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　土質試験</td> <td></td> <td>○試料</td> </tr> <tr> <td>　　岩石試験</td> <td></td> <td>○試料</td> </tr> <tr> <td>足場仮設（平坦地足場）</td> <td>0.3m以下</td> <td>○箇所</td> </tr> <tr> <td>足場仮設（平坦地足場）</td> <td>0.3m超</td> <td>○箇所</td> </tr> </tbody> </table> 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、当該業務の受注者等に調査票等の記入を行わせる場合は、次表を作業項目表に追加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩掛調査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ボーリング（土質）	φ 6 6	○孔 L=○. ○m	” (岩盤)	φ 6 6	○孔 L=○. ○m	標準貫入試験		○○回	サウンディング		○○本L=○. ○m	現場透水試験		○ヶ所	孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）		○ヶ所	サンプリング		○本	解析等調査業務		○式	室内試験			土質試験		○試料	岩石試験		○試料	足場仮設（平坦地足場）	0.3m以下	○箇所	足場仮設（平坦地足場）	0.3m超	○箇所	作業項目	数量	備考	歩掛調査	1式			
ボーリング（土質）	φ 6 6	○孔 L=○. ○m																																													
” (岩盤)	φ 6 6	○孔 L=○. ○m																																													
標準貫入試験		○○回																																													
サウンディング		○○本L=○. ○m																																													
現場透水試験		○ヶ所																																													
孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）		○ヶ所																																													
サンプリング		○本																																													
解析等調査業務		○式																																													
室内試験																																															
土質試験		○試料																																													
岩石試験		○試料																																													
足場仮設（平坦地足場）	0.3m以下	○箇所																																													
足場仮設（平坦地足場）	0.3m超	○箇所																																													
作業項目	数量	備考																																													
歩掛調査	1式																																														

第3-3条

第4-4条

第4-9条

第4-18条

第5-3条

第8-2条

第11-1条

第1-17条

地質・土質調査業務特別仕様書記載例							
項目	内容						
(業務写真における黒板情報の電子化) 第2-3条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>（1）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>（2）機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（1）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>（4）写真の納品 受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>（5）費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p>						
第3章 貸与資料 (貸与資料) 第3-1条	<p>貸与資料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	資料名	数量	備考			
資料名	数量	備考					
(貸与資料の取扱い) 第3-2条	<p>第3-1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>（1）貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。 （2）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。</p>						
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	<p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。</p> <p>3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>						

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
<ul style="list-style-type: none"> 業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。 		

地質・土質調査業務特別仕様書記載例	
項目	内容
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	<p>共通仕様書第1-9条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 現地作業着手の段階 第2回 中間打合せ（ ） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>（記載例-1） ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>（記載例-2） ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部
(成果物の提出先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 ○○県○○市(郡)○○町(村)○○番地 ○○農政局○○事業(務)所
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第6-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) その他
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
・打合せは、解析等調査業務での打合せ段階を示し記述している。		第1-9条
【予定価格が1,000万円を超える場合】		
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】		
・成果物の出力の提出を求める場合は以下の内容を記載する。 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)		第1-17条
		第17条～ 第20条
		第1-22条～ 第20条
		第1-25条
		第58条

別紙																																															
内容		特別仕様書	共通仕様書																																												
【管理技術者について】																																															
・地質・土質調査業務共通仕様書第1-6条第3項また、設計業務共通仕様書第1-6条第3項による業務に該当する部門は、下記の表-1のとおりです。																																															
表-1 資格部門及び選択科目表																																															
① 技術士																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械</td> <td>機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械</td> </tr> <tr> <td>船舶・海洋</td> <td>船舶、海洋空間利用、船用機器、船舶・海洋</td> </tr> <tr> <td>航空・宇宙</td> <td>機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス</td> </tr> <tr> <td>繊維</td> <td>紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム</td> </tr> <tr> <td>資源工学</td> <td>固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境</td> </tr> <tr> <td>上下水道</td> <td>上水道及び工業用水道、下水道、水道環境</td> </tr> <tr> <td>衛生工学</td> <td>大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産</td> </tr> <tr> <td>水産</td> <td>漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通</td> </tr> <tr> <td>経営工学</td> <td>生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント</td> </tr> <tr> <td>情報工学</td> <td>コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤</td> </tr> <tr> <td>応用理学</td> <td>物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質</td> </tr> <tr> <td>生物工学</td> <td>細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価</td> </tr> <tr> <td>原子力・放射線</td> <td>原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用</td> </tr> <tr> <td>総合技術監理</td> <td>総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業－農業土木、農業－農業農村工学、応用理学－地質など）</td> </tr> </tbody> </table>				技術部門	選択科目	機械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械	船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、船用機器、船舶・海洋	航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム	電気電子	発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム	化学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス	繊維	紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品	金属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム	資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化	建設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境	上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境	衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理	農業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画	森林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産	水産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通	経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント	情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤	応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質	生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学	環境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価	原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用	総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業－農業土木、農業－農業農村工学、応用理学－地質など）
技術部門	選択科目																																														
機械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械																																														
船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、船用機器、船舶・海洋																																														
航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム																																														
電気電子	発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム																																														
化学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス																																														
繊維	紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品																																														
金属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム																																														
資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化																																														
建設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境																																														
上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境																																														
衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理																																														
農業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画																																														
森林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産																																														
水産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通																																														
経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント																																														
情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤																																														
応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質																																														
生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学																																														
環境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価																																														
原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用																																														
総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業－農業土木、農業－農業農村工学、応用理学－地質など）																																														

別紙																									
内容		特別仕様書	共通仕様書																						
② シビル コンサルティング マネージャー (RCCM)																									
RCCMの部門																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 河川、砂防及び海岸・海洋部門</td> <td>12 地質部門</td> </tr> <tr> <td>2 港湾及び空港部門</td> <td>13 土質及び基礎部門</td> </tr> <tr> <td>3 電力土木部門</td> <td>14 鋼構造及びコンクリート部門</td> </tr> <tr> <td>4 道路部門</td> <td>15 トンネル部門</td> </tr> <tr> <td>5 鉄道部門</td> <td>16 施工計画、施工設備及び積算部門</td> </tr> <tr> <td>6 上水道及び工業用水道部門</td> <td>17 建設環境部門</td> </tr> <tr> <td>7 下水道部門</td> <td>18 機械部門</td> </tr> <tr> <td>8 農業土木部門</td> <td>19 水産土木部門</td> </tr> <tr> <td>9 森林土木部門</td> <td>20 電気電子部門</td> </tr> <tr> <td>10 造園部門</td> <td>21 廃棄物部門</td> </tr> <tr> <td>11 都市計画及び地方計画部門</td> <td>22 建設情報部門</td> </tr> </tbody> </table>				1 河川、砂防及び海岸・海洋部門	12 地質部門	2 港湾及び空港部門	13 土質及び基礎部門	3 電力土木部門	14 鋼構造及びコンクリート部門	4 道路部門	15 トンネル部門	5 鉄道部門	16 施工計画、施工設備及び積算部門	6 上水道及び工業用水道部門	17 建設環境部門	7 下水道部門	18 機械部門	8 農業土木部門	19 水産土木部門	9 森林土木部門	20 電気電子部門	10 造園部門	21 廃棄物部門	11 都市計画及び地方計画部門	22 建設情報部門
1 河川、砂防及び海岸・海洋部門	12 地質部門																								
2 港湾及び空港部門	13 土質及び基礎部門																								
3 電力土木部門	14 鋼構造及びコンクリート部門																								
4 道路部門	15 トンネル部門																								
5 鉄道部門	16 施工計画、施工設備及び積算部門																								
6 上水道及び工業用水道部門	17 建設環境部門																								
7 下水道部門	18 機械部門																								
8 農業土木部門	19 水産土木部門																								
9 森林土木部門	20 電気電子部門																								
10 造園部門	21 廃棄物部門																								
11 都市計画及び地方計画部門	22 建設情報部門																								

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙〇（第1-5条、第5-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8.0を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額